

議案第 98 号

伊賀市行政組織条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 3 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「財務部」を「財務部
地域連携部」に改め、同条第 2 項中「及び課」を削り、「総

合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

「総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること。
- (6) 建設工事等の検査に関すること。

第 2 条第 1 項中 企画振興部 を

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 文化振興に関すること。
- (5) 広聴及び広報に関すること。
- (6) 情報公開及び情報提供に関すること。

(7) 住民自治活動の支援に関すること。

(8) スポーツの振興に関すること。 」

「総務部

(1) 議会及び市行政一般に関すること。

(2) 例規及び文書に関すること。

(3) 職員に関すること。

(4) 秘書に関すること。

(5) 広聴及び広報に関すること。

(6) 情報公開及び情報提供に関すること。

(7) 入札及び契約に関すること。 に、

(8) 建設工事等の検査に関すること。

企画振興部

(1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。

(2) 地域振興に関すること。

(3) 交通政策に関すること。

(4) 文化振興に関すること。

(5) スポーツ振興に関すること。 」

「人権生活環境部

(1) 人権施策の企画及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

(3) 同和施策の企画及び調整に関すること。

(4) 市民生活及び市民相談に関すること。

(5) 国際化施策及び多文化共生に関すること。

(6) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。

(7) 住民異動に伴う諸手続に関すること。

(8) 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。

(9) ごみ減量の推進に関すること。

(10) 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。

(11) 一般廃棄物の収集・処理に関すること。 」

「地域連携部

(1) 住民自治の振興に関すること。

人権生活環境部

(1) 人権施策の企画及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

(3) 同和施策の企画及び調整に関すること。

(4) 市民生活及び市民相談に関すること。

(5) 地域安全に関すること。

に、「(8) 建築指導

(6) 国際化施策及び多文化共生に関すること。

(7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。

(8) 住民異動に伴う諸手続に関すること。

(9) 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。

(10) ごみ減量の推進に関すること。

(11) 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。

(12) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。」

「(8) 建築指導に関すること。」を「(8) 建築指導に関すること。」に改め、同条第2項中「及び課」を削り、「(9) 空き家対策に関すること。」

り、「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改め、「(3) 地域安全に関すること。」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。